

令和 2 年第 7 回臨時会

# 孺恋村議会会議録

令和 2 年 11 月 24 日 開会

令和 2 年 11 月 24 日 閉会

孺恋村議会

## 令和2年第7回孺恋村議会臨時会会議録目次

### 第 1 号 (11月24日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	1
○欠席議員	1
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○開会及び開議の宣告	3
○議事日程の報告	3
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決	4
○承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決	8
○議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決	12
○議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
○議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
○議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
○閉議及び閉会の宣告	18
○署名議員	19

令和 2 年 第 7 回 臨 時 村 議 会

( 第 1 号 )

## 令和2年第7回嬭恋村議会臨時会会議録

### 議事日程(第1号)

令和2年11月24日(火) 午前11時03分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 7号 令和2年度嬭恋村一般会計補正予算(第8号)の専決処分の承認  
について
- 日程第 4 承認第 8号 令和2年度嬭恋村一般会計補正予算(第9号)の専決処分の承認  
について
- 日程第 5 議案第67号 嬭恋村職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第68号 嬭恋村特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の  
一部改正について
- 日程第 7 議案第69号 嬭恋村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改  
正について
- 日程第 8 議案第70号 嬭恋村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部  
改正について
- 

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(12名)

1番	黒岩敏行君	2番	土屋圭吾君
3番	石野時久君	4番	上坂建司君
5番	佐藤鈴江君	6番	土屋幸雄君
7番	松本幸君	8番	黒岩忠雄君
9番	伊藤洋子君	10番	大久保守君
11番	羽生田宗俊君	12番	大野克美君

### 欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	熊川 栄 君	副 村 長	加 藤 康 治 君
教 育 長	地 田 功 一 君	総 務 課 長	黒 岩 崇 明 君
総合政策課長	佐 藤 幸 光 君	税 務 課 長	滝 沢 文 彦 君
住民福祉課長	熊 川 真津美 君	建 設 課 長	滝 沢 勇 司 君
農林振興課長	横 沢 貴 博 君	観 光 商 工 課 長	地 田 繁 君
上下水道課長	宮 崎 忠 君	教 育 委 員 会 長	熊 川 武 彦 君
会 計 管 理 者	宮 崎 由美子 君	教 務 局 長	
		地 域 交 流 推 進 室	宮 崎 貴 君

---

事務局職員出席者

議会事務局長	土 屋 和 久	書 記	宮 崎 剛
--------	---------	-----	-------

開会 午前 11時03分

◎開会及び開議の宣告

○議長（松本 幸君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、令和2年第7回婦恋村議会臨時会は成立いたしました。

よって、ただいまから開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（松本 幸君） 本日の議事日程は、別紙日程表のとおりといたします。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（松本 幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第124条の規定により、本会の会議録署名議員に、石野時久君、上坂建司君を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（松本 幸君） 日程第2、会期の決定を行います。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松本 幸君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間に決定いたしました。

---

◎承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第3、承認第7号 令和2年度孺恋村一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 承認第7号 令和2年度孺恋村一般会計補正予算（第8号）の専決処分につきまして、提案理由を説明させていただきます。

一般会計補正予算（第8号）は補正額4,837万5,000円を追加し、歳入歳出総額を97億6,760万3,000円とするものでございます。内容といたしましては、スマートシティ推進事業の補助採択及び陳情のあった公共施設の改修を年度内に事業を完了するため、早期着工が必要となり、緊急に予算の補正を行う必要が生じたものでございます。また、併せまして、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザ同時流行対策としてインフルエンザ予防接種費用の助成を行うため、緊急に予算の補正を行う必要が生じ、議会を招集する時間的余裕がないことから、孺恋村一般会計補正予算（第8号）専決処分を行いました。

よって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） それでは、承認第7号 令和2年度孺恋村一般会計補正予算（第8号）について詳細説明をさせていただきます。

専決処分書の次のページの補正の予算書をご覧いただきたいと思います。

令和2年度孺恋村一般会計補正予算（第8号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,837万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億6,760万3,000円といたします。

6ページをお願いいたします。

歳入です。

16款国庫支出金、第2項国庫補助金、5目総務費国庫補助金、補正額1,500万円の増でございます。説明欄をご覧ください。情報通信技術利用事業費補助金として1,500万円を見ております。

20款繰入金、第1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額3,337万5,000円の増額でございます。説明欄ですが、財政調整基金の繰入れとして同じく3,337万5,000円としております。

7ページをお願いいたします。

歳出です。

第2款総務費、1項総務管理費、6目企画費、補正額3,000万円の増額です。財源内訳ですが、国庫支出金1,500万円、一般財源が1,500万円。説明欄でございますが、スマートシティ推進事業としてシステム構築委託料3,000万円をとっております。

4款衛生費、第1項保健衛生費、2目予防費、補正額337万5,000円の増額です。補正額の財源内訳ですが、一般財源として337万5,000円を見ております。説明欄ですが、予防接種事業としてインフルエンザ予防接種委託料337万5,000円を見ております。

10款教育費、6項保健体育費、2目保健体育施設費、補正額1,500万円の増額でございます。補正額の財源内訳ですが、一般財源を1,500万円見ております。

説明欄でございますが、社会体育館維持管理事業として旧鎌原小プール改修工事、これはゲートボール場になりますが、1,500万円を見ております。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

佐藤議員。

○5番（佐藤鈴江君） 7ページの歳出の関係ですけれども、スマートシティ推進事業の委託先はどこか分かっていたら教えてほしいのと、旧鎌原小プールの改修工事なんですが、全協のときにもお話があったと思いますが、トイレの改修はどうなっているのか、その2点についてお聞きしたいと思います。

○議長（松本 幸君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 佐藤幸光君登壇〕

○総合政策課長（佐藤幸光君） ただいまのスマートシティの委託業者ですけれども、プロポーザルの結果、ITbook株式会社に決まりました。今進めておりますので、よろしく



お願いいたします。

○議長（松本 幸君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 熊川武彦君登壇〕

○教育委員会事務局長（熊川武彦君） 旧鎌原小学校プールをゲートボール場に改築する予定ですが、現在はゲートボール場、ゲートボールをするコートの整備を発注するんですが、トイレにつきましては、浄化槽が合併浄化槽ではなくて今単独の浄化槽になっているものから、そちらのほうの入れ替えも含めて今後、設計を検討して発注する予定としております。よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 佐藤議員。

○5番（佐藤鈴江君） 委託先も I T b o o k に決まったということですが、プロポーザルは何社参加したんでしょうか。

それと、トイレの改修は今回行わないということですね。

○議長（松本 幸君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 佐藤幸光君登壇〕

○総合政策課長（佐藤幸光君） ただいまのご質問ですけれども、プロポーザルに参加をいただいたのが I T b o o k 株式会社1社のみでございました。

○議長（松本 幸君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 熊川武彦君登壇〕

○教育委員会事務局長（熊川武彦君） 旧鎌原小学校プールをゲートボール場に改修する件につきましては、利用者側はぜひ早期に取りあえずゲートボールができる状態で使用開始したいという強い要望がありましたので、まずはゲートボールができる状態に今回改修させていただきます。その後、浄化槽の問題もありますので、浄化槽を合併浄化槽に入れ替えるという作業が出ますので、また新たに計画して工事を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 7ページのスマートシティ推進事業についてちょっとだけお聞きしたいんですけれども、これは村民にとって、どういうメリットがあるのかということと、以前も説明受けた記憶があるんですけれども、もう一度説明していただきたいというのと、それから衛生費の予防費ですけれども、これは一般財源でやっているわけですけれども、コロナ

の交付金が結構国のほうから2次補正でも出るわけですけれども、私はこれはそっちのほうの交付金を使って、財政基金のほうよりもそっちを使ったほうがいいんじゃないかという考えがあるんですけれども、その点についての説明をお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 佐藤幸光君登壇〕

○総合政策課長（佐藤幸光君） ただいまの伊藤議員のご質問ですけれども、ICTを利活用しまして、情報共有、それから効率のいい避難誘導等行うことによりまして、住民の生命と財産を守ることが目的になっております。よろしくをお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） 予防接種事業の財源ですけれども、現在一般財源で見えておりますが、コロナの交付金が使えるようであれば、そちらのほうを優先して使わせていただくようにしたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 私は今回の補正予算、鎌原地区のゲートボール場のこともありますので、早期にやっていただきたいという住民の要望に応えるためにも賛成といたしますけれども、先ほど出された予防費のほうで、今回は65歳以上の方と18歳までの方のインフルエンザ予防接種の委託料でしたけれども、やはり今コロナが本当に増えていて、群馬でも増えてきているということで、住民も不安に思っているところなので、先ほどの説明で、やっぱりコロナの交付金のほうが、また第3次も出る予定もあることですから、ぜひ19歳から64歳の人たちへのコロナ対策としても今後考えていくことを要望して、12月の補正にも加わってくれることを要望して賛成としたいと思います。

○議長（松本 幸君） ほかにご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、承認第7号は提案のとおり承認することに決定しました。

---

### ◎承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第4、承認第8号 令和2年度孺恋村一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 承認第8号 令和2年度孺恋村一般会計補正予算（第9号）の専決処分につきまして、提案理由を説明させていただきます。

一般会計補正予算（第9号）は、補正額1,000万円を追加し、歳入歳出総額を97億7,760万3,000円とするものでございます。内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、帰国困難者となった外国人の滞在箇所確保のため、早急に公共施設の改修を行うため、緊急に予算の補正を行う必要が生じ、議会を招集する時間的余裕がないことから、孺恋村一般会計補正予算（第9号）の専決処分を行いました。

よって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして、本案を提出するものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） それでは、承認第8号 令和2年度孺恋村一般会計補正予算（第9号）について、詳細説明をさせていただきます。

専決処分書の次のページの補正予算書をお願いいたします。

令和2年度孺恋村一般会計補正予算（第9号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

れ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億7,760万3,000円といたします。

6ページをお願いいたします。

歳入です。

20款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額1,000万円の増額でございます。

説明欄ですが、財政調整基金の繰入れ、同じく1,000万円としております。

7ページをお願いいたします。

歳出です。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、補正額200万円の増額でございます。財源内訳は一般財源が200万円としております。説明欄ですけれども、新型コロナウイルス感染対策事業として200万円。内訳は婦恋高校セミナーハウス修繕費が155万円、婦恋高校セミナーハウスの清掃代が25万円、同じく婦恋高校セミナーハウスの浄化槽の保守点検で20万円を見ております。

8款土木費、3項住宅費、1目住宅管理費、補正額800万円の増額でございます。財源内訳は一般財源を800万円としております。説明欄ですが、村営住宅の管理事業として施設修繕費800万円としております。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 2点質問させていただきます。

農業振興費のほうは事業名もコロナ対策となっていると思うので、今後、先ほどの説明もありましたように、コロナ交付金に充てられるかなと思うんですけれども、こちらの住宅管理事業のほうも、コロナのほうとして予算交付金のほうに充てられるのかどうかをお聞きしたいのが1点と、それから前回、先日の全協でも説明があったと思うんですけれども、確認の意味で、この2つの施設の今後の活用はどのようにしていこうとしているんでしょうか。説明をお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 伊藤議員ご存じのように、ミャンマーから120名ほどが入国をしたわけではありますが、今度、帰国することができなくなったということでございます。その大まかな中で農家に滞在する方もいらっしゃいます。農家で寒くて冬は乗り越えられないという方々が約24名いらっしゃるということでございます。

ミャンマーからの受入れ先は農協さんが中心で、全て農協がまとめて取り扱ってきた方々でいらっしゃいます。これらの人が帰国できないということで、嬭恋高校のセミナーハウスを使わせていただくということで、ここは研修も今後はする方向で外国人研修生を受け入れた場合の農協さん、あるいは商系さん等が団体で入った場合の研修施設としても活用を十二分にできると思っておりますので、管理者であります嬭恋高校校長先生ともお話をし、そういう方向で使わせてもらうということで進んでおるところであります。

村営住宅につきましては、所得の制限がありまして、生活保護世帯あるいは所得の少ない方々が入るという原則がありますので、この原則は堅持しておりますが、今回は緊急避難的なことだということで、特に直接群馬県の県土整備部住宅建設課長、市村様にお電話をし、また上層部である関東地方整備局の確認も得て、最終的に了解を得たということでございます。

ただし、施設を使うのについては、まとめて入らなければまずいということがありますので、大前のうへの村営住宅、線路に一番近い、駅に近いほうの村営住宅1棟にまとめて入っていただくということで計画をしております。ただし、中が水道が壊れている、浄化槽等、電気等が整備しないと入れないという状況がございましたので、それを急遽整備するというものでございます。

併せて、コロナの交付金を使うというのは当然だと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

ただし、緊急的なお金については、ご存じのように総務課長説明したとおり、財政調整基金を取り崩して行うということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上です。

○議長（松本 幸君） 伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 先ほどの研修セミナーハウスは今後も研修施設として活用していくということですが、村営住宅のほうは、今後は一般の村営住宅として募集をかけたり、いろいろしていくというふうに捉えていいのでしょうか。

○議長（松本 幸君） 建設課長。

[建設課長 滝沢勇司君登壇]

○建設課長（滝沢勇司君） 先ほどの伊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

今回、臨時的に8部屋分ですかね、利用するという事で県のほうへ申請させていただいて承認を頂いたんですが、一応期限を1年間ということで申請させていただいています。それで、また今後のコロナの状況等を踏まえて、また臨時的に使うということがあれば使う。延期の申請を出すし、コロナのほう落ち着けば一般の住宅として活用をできればというふうに計画しております。

以上です。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

土屋議員。

○6番（土屋幸雄君） 村営住宅でコロナのあれが終わってからは一般の低所得者の住宅として使うということでございますけれども、これ直したことによって、また使い勝手とか、そういうのがよくなって、入居者が増えると思っておりますか。ちょっと質問します。

○議長（松本 幸君） 建設課長。

[建設課長 滝沢勇司君登壇]

○建設課長（滝沢勇司君） 改修をすることによって、畳だとか水回りだとか、大分環境はよくなると思いますので、積極的に利用を推進できればというふうに考えております。

以上です。

○議長（松本 幸君） 土屋議員。

○6番（土屋幸雄君） ぜひとも終わったら村民が本当に入居できると。低所得者の方が安心して住めるようなそういう環境もこれからは整えていってほしいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

[発言する者なし]

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、承認第8号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

◎議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第5、議案第67号 嬭恋村職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第67号の提案理由を説明させていただきます。

本年度の人事院勧告による国の給与法の一部改正に準じ、嬭恋村職員の給与に関する条例の一部を改正したいので、本案を提出するものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） それでは、議案第67号について、詳細説明をさせていただきます。

議案書の裏ページをご覧くださいと思います。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。右側が改正前、左側が改正後としております。

まず、第1条関係として第23条第2項ですけれども、期末手当の基礎額の100分の130を左側の改正後は100分の125といたします。それから、特定幹部職員の部分については、100分の110を100分の105にいたします。それから、第3項の再任用職員については、100分の130とあるのを100分の125、100分の110とあるものを100分の105といたします。

第1条については、令和2年度の期末手当を今回12月から減額するという条例案でございまして、第2条関係については令和3年度の期末手当にする改正内容となっております。

令和3年度の改正の第2条関係でございますが、同じく23条2項で100分の125を100分の

127.5とする。これについては、第1条で既に100分の125ということで減じておりますので、令和3年度については6月と12月で0.025ずつ減じるものとしておりますので、0.025増やすような改正内容となっております。最終的には同じく1年で0.05月の減ということでご理解をいただければと思います。

中段の特定幹部職員にあってはということで、100分の105を100分の107.5、それから再任用職員に関する部分では100分の125を100分の127.5、それから100分の105とあるのを100分の107.5と改正をするものでございます。

表に戻っていただきまして、附則のところ、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条、先ほど言いました第2条の規定は令和3年4月1日からの施行ということでお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上、詳細説明とさせていただきます。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

伊藤議員。

○9番（伊藤洋子君） 人勧が出たということで、村としてはこれに準ずるようにしたと思うんですけども、日頃から私は今年の台風とか、それからコロナ等で職員の皆さんには一生懸命仕事をしてもらっていると思っているんですけども、それですぐまた来年度からは元に戻るといふか、増やしているということでは、別にそんなふうには煩わしいことをしなくてもいいと思っているんですけども、その辺で当局としては人勧に準ずる理由はあるんでしょうか。

○議長（松本 幸君） 総務課長でいいかな。

総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） 嬭恋村では今までもなんですが、人勧が出れば、それに準じて給料の改正を行っているところでございます。それに準じてということでご理解いただければと思います。

また、先ほど伊藤議員ちょっと誤解されているかもしれないんですが、第2条の改正についてはプラスになるんですけども、今年が130の部分ですので、6月で0.025、今年と比べると0.025減額、6月はね。12月も0.025減額で、合わせて0.05月の今年と比べると減額になるという改正内容でございますので、よろしくお願いいたします。



○議長（松本 幸君） ほかにご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立多数であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### ◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第6、議案第68号 嬭恋村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第68号の提案理由を説明させていただきます。

本年度の人事院勧告による嬭恋村職員の給与に関する条例の一部改正に準じ、嬭恋村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正をしたいので、本案を提出するものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） 議案第68号の詳細説明をさせていただきます。

まず、改正前ですが、第1条関係で第3条の2項で100分の225を100分の220、それから

第2条関係ですが、第3条の第2項ですね、100分の220を100分の222.5とする改正としております。

以上、詳細説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立多数であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### ◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第7、議案第69号 婦恋村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第69号の提案理由を説明させていただきます。

本年度の人事院勧告による婦恋村職員の給与に関する条例の一部改正に準じ、婦恋村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正したいので、本案を提出するものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願ひをいたします。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） それでは、議案第69号の詳細説明をさせていただきます。

議案書の裏ページをご覧いただきたいと思います。

婦恋村議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正をする新旧対照表となっております。

改正前が、第1条関係として第5条第2項で100分の225を100分の220といたします。

それから、第2条関係ですが、同じく第5条第2項の100分の220を100分の222.5とする改正といたします。

以上、詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立全員であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### ◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（松本 幸君） 日程第8、議案第70号 婦恋村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について、当局の説明を求めます。

村長。

〔村長 熊川 栄君登壇〕

○村長（熊川 栄君） 議案第70号の提案理由を説明させていただきます。

本年度の人事院勧告による嬭恋村職員の給与に関する条例の一部改正に準じ、嬭恋村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正したいので、本案を提出するものでございます。

慎重審議ご指導いただきまして、ご承認いただきますようよろしくお願いをいたします。

○議長（松本 幸君） 総務課長。

〔総務課長 黒岩崇明君登壇〕

○総務課長（黒岩崇明君） それでは、議案第70号 嬭恋村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について説明をさせていただきます。

議案書の裏ページの新旧対照表をお願いいたします。

改正前ですが、第1条関係で第5条第2項で100分の130を100分の125といたします。

それから、第2条関係ですが、同じく第5条2項の100分の125を100分の127.5とする改正をいたします。

以上です。詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（松本 幸君） 本案について、これより質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご質疑ありませんので、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

ご意見ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（松本 幸君） ご意見ありませんので、以上で討論を終わります。

直ちに採決を行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松本 幸君） 起立多数であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

---

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（松本 幸君） 以上をもって、付議された案件の審議は全て終了いたしました。  
よって、令和2年第7回婦恋村議会臨時会を閉会いたします。  
大変ご苦労さまでした。

閉会 午前11時41分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年 月 日

議 長 松 本 幸

署 名 議 員 石 野 時 久

署 名 議 員 上 坂 建 司